

「宮若市外二町じん芥処理施設組合 循環型社会形成推進地域計画策定業務委託」 仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の2に規定する基本方針に沿って、宮若市外二町じん芥処理施設組合を構成する、宮若市、小竹町及び鞍手町を処理対象区域とする次期ごみ処理施設の整備、並びにそれらの関連計画支援事業の実施に伴う「循環型社会形成推進地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定することを目的とし、地域計画の承認申請等に係る手続き、並びに地域計画策定までを支援する。

2. 業務範囲、履行期限

(1) 業務委託名

宮若市外二町じん芥処理施設組合 循環型社会形成推進地域計画策定業務委託

(2) 業務の範囲

本業務の範囲は「第2章 業務の内容」による。

(3) 履行期限

契約締結の日の翌日から令和7年3月15日まで

第2章 業務の内容

本業務は、宮若市、小竹町及び鞍手町（以下、「構成市町」という。）を対象地域として、地域計画に必要なごみ及び生活排水に係る基礎資料や情報を整理し、構成市町における「循環型社会形成推進地域計画」を策定するものである。

なお、策定に際しては、廃棄物処理法第5条の2に基づく基本方針等を踏まえ、環境省所定の様式を含め、「循環型社会形成推進地域計画策定マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に従うこと。さらに、構成市町の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最新の情報を考慮して作成し、福岡県への確認、環境大臣からの承認作業についても支援すること。

また、今後、国及び県からの通知及び通達等によって、本業務に係る内容変更または追加等が必要となった場合は、これに基づいて作成するものとする。

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ① 地域計画の策定にあたり、対象区域を明確にし、構成市町及び組合ごとに人口、面積を整理すること。
- ② 計画地域の施設位置等、計画に必要な除法を示した地図を作成すること。

(2) 計画期間

本計画は、原則7年間の計画とする。

(3) 基本的な方向

3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進に関する計画の目標、対象地域の目指す姿等について、地域の廃棄物発生・排出特性や、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向等、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を考慮して記載すること。

(4) ごみの広域化・施設の集約化の検討状況

対象地域におけるごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況や広域化・集約化の達成年度等の具体的な目標、施設整備の広域化・集約化における位置づけ、地域の特性等による広域化・集約化が困難な理由等を記載すること。

(5) プラスチック資源の分別収集及び際商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針に基づき、対象地域におけるプラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進等を講じる措置を整理すること。なお、プラスチック資源の分別収集及び再商品化の経過措置を受ける場合は、プラスチック資源の処理方法と今後の分別収集・再商品化に向けた取組等を記載すること。

2. 循環社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

対象地域における過去5年間以上の排出量、再生利用量、エネルギー回収量、減量化量、最終処分量の各種指標を含めたごみ処理の現状について整理し、記載すること。

(2) 生活排水の処理の現状

対象地域における過去5年間以上の生活排水の処理人口（下水処理人口、集落排水人口等）や生活排水処理量の現状について整理し、記載すること。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

マニュアル等に従って計画終了の翌年度における排出量、再生利用量、中間処理による減量化、エネルギー回収量、最終処分量その他の指標に関する目標値を設定すること。

(4) 生活排水処理の目標

マニュアル等に従って計画終了の翌年度における処理形態別人口、排出量の指標に関する目標値を設定すること。

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

発生抑制や再使用に関する施策の現状を取りまとめ、今後の循環型社会形成に向け

て地域で解決可能な有効・必要となる施策について整理し、記載すること。

(2) 処理体制

生活ごみ、事業系ごみ、生活排水処理の処理体制の現状と今後、分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、生活排水の処理対策等に関する事項について記載すること。

また、分別区分と処理方法の現状と今後が分かる図表を作成すること。

(3) 処理施設等の整備

マニュアル等に従ってマテリアルリサイクル推進等のための施設、エネルギー回収等のための施設、有機性廃棄物リサイクル推進のための施設、廃棄物運搬中継のための施設、適正な最終処分のための施設、し尿処理のための施設、浄化槽設備のうち、整備する施設の種類の種類、施設名、事業の名称、処理能力、設置予定地及び事業期間、事業費等に関する事項について整理し、記載すること。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）に関する事項について整理し、記載すること。

(5) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

災害廃棄物処理計画の策定に必要な調査等を行い、その結果を整理し、記載すること。

(6) その他の施策

その他、施設整備や処理体制などに直接関係のない施策について整理し、記載すること。

- ① 情報収集、普及啓発、環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大に関する事項
- ② NPO や地域住民との協働に関する事項
- ③ NPO や地域住民に対する助成等に関する事項
- ④ 不法投棄対策に関する事項
- ⑤ 災害時の廃棄物処理に関する事項

4. 計画のフォローアップと事後評価

本計画策定後、計画目標年次までの計画案の見直し等に関する条件及び方法等を定める。また、事業評価の方法等についても定める。

- (1) 計画のフォローアップ
- (2) 事後評価及び計画の見直し

5. 添付書類の作成

地域計画の添付が必要な資料を作成すること。

具体的には、予定する交付金対象事業に関する施設概要や計画支援事業を取りまとめる

ことともに、概算事業費の算定を行うものとする。

概算事業費の算定に当たっては、今後検討する交付対象事業に関して、現時点で可能な範囲の整備内容にて既存資料を基に設定すること。

(1) 地域計画の添付資料

- ① 対象地域図
 - ② 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1事業所あたり・1人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ
 - ③ 地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図を含む）
 - ④ 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が想定されない地域を除く。）
 - ⑤ 国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）
- (2) 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- (3) 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
(地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)

(4) その他参考資料

- ① 参考資料様式（各計画施設概要）
- ② 参考資料様式（計画支援概要）
- ③ その他必要な参考資料

6. 構成市町における協議支援

構成市町において協議する場合には、協議に係る資料を作成するとともに、必要に応じて協議の場へ同席し、必要な支援を行うものとする。

7. 福岡県との協議支援

福岡県との協議に同席し、当該地域計画を受理し、令和7年2月末を目途に国との協議を終えるために必要な支援を行うものとする。